

第4回納税環境整備小委員会

商工会の組織・事業の概要及び 納税環境整備に関する意見について

平成22年4月1日

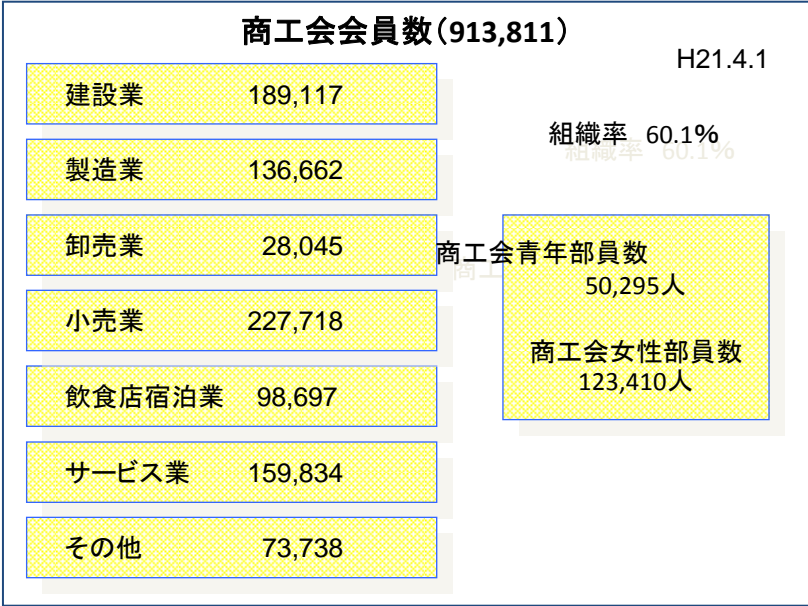
全国商工会連合会

専務理事 寺田 範雄

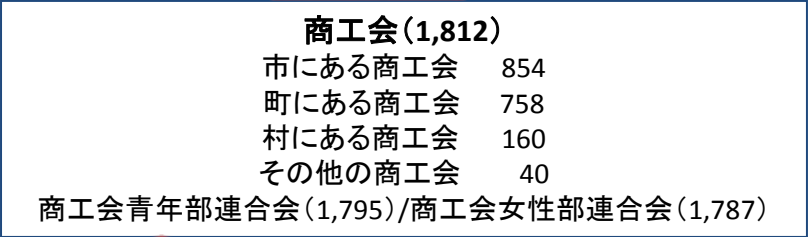
商工会の概要と地図で見る商工会

商工会とは

商工会は、「商工会法（昭和35年5月20日法律第89号）」に基づく認可法人で、主として町村における商工業の総合的改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とした地域総合経済団体です。



支援



連携

都道府県商工会連合会(47)
都道府県商工会青年部連合会/
都道府県商工会女性部連合会(各47)

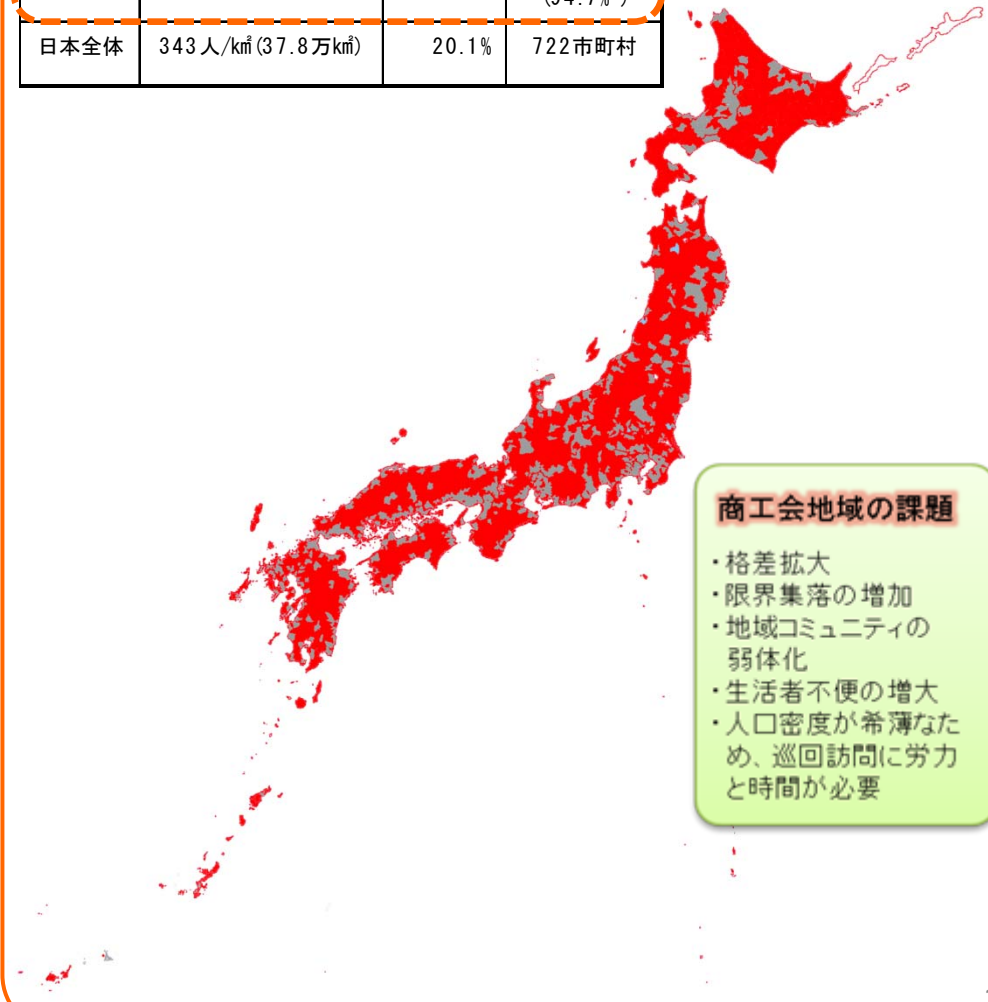
連携

全国商工会連合会
全国商工会青年部連合会/
全国商工会女性部連合会

日本全体に商工会が占める割合

◀: 商工会地域 ▶

	人口密度(面積)	高齢化率	過疎法指定市町村
商工会	155人/km ² (27.4万km ²)	21.7%	684市町村(94.7%)
日本全体	343人/km ² (37.8万km ²)	20.1%	722市町村



商工会地域の課題

- ・格差拡大
- ・限界集落の増加
- ・地域コミュニティの弱体化
- ・生活者不便の増大
- ・人口密度が希薄なため、巡回訪問に労力と時間が必要

☆経済の国際的な広がり進展

【国際経済の動向が即座に地方の中小企業経営にも影響】

☆市町村合併の進展【3,232(H11.3)→1,777(H21.3)】

☆人口の一極集中など都市と地方の格差拡大

☆地方分権の推進

【三位一体の改革による小規模関連予算の都道府県への移譲】

1,812商工会・47都道府県連合会

会員 91万 職員 11千人（うち経営指導員等 5千人）

1. 都市と地方の格差拡大、さらには地方の中での中心部と周辺部との格差の拡大
2. 少子高齢化・過疎化の急激な進行
→さらなる過疎化による**限界集落の増加**
3. 地方における**地域の担い手の弱体化と地域コミュニティ機能の脆弱化**
→農協・漁協など地縁的団体の統合やバス・鉄道など公共交通機関の廃線による**生活者不便の増加**

1. 地域を支える中小・小規模企業に対する地域密着型経営支援サービスを強化するための巡回指導の徹底強化
2. 地域資源活用や農商工連携等の新たな取組みにより、疲弊した地域経済を立て直す
3. 高齢者生活支援事業（宅配や乗合タクシーの実施）や、子育て支援、行政サービスの代行など、**良好な地域コミュニティ維持のための活動**

商工会が実施する支援事業

中小小規模企業の経営力向上と「人と人との顔の見えるつながり」によるコミュニティ維持

1. 地域中小企業のニーズに対応した経営支援サービスの強化

- (1) 地域を支える中小・小規模企業に対する地域密着型経営支援サービス（マル経融資をはじめとする金融、税務、ネットde記帳など）を強化するための巡回指導の徹底強化
- (2) IT化、知財活用・ブランド育成、地域の魅力を活かした商品作り、輸出も視野に入れた販路拡大等といった様々な経営課題に対応した支援サービスの提供（JAPANブランド事業など）
- (3) 商工会地区で旺盛な地域資源活用を通じ、農商工連携等の新たな取り組みとして、商工会とJA・漁協等との連携強化による第1次、第2次、第3次産業をつなげる総合経済支援の実現（地域資源∞全国展開プロジェクトなど）

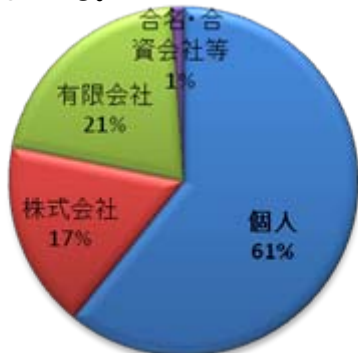
2. 巡回を中心とした経営支援サービスを通じて明らかになった地域の課題の解決に取り組む地域貢献活動の強化

- (1) 地域清掃・環境美化、防犯パトロール、災害時の備品の備蓄提供など、地域貢献活動の充実・強化
- (2) 高齢者生活支援・福祉（宅配サービス、住民乗合タクシー）、子育て（女性部による学習塾、親子教室）、郵便事業など、コミュニティサービスの事業化
- (3) 公共施設の指定管理者、「道の駅」・特産品売り場、介護事業など、公的サービスのアウトソーシングの積極的受託

申告納税に関する商工会会員の実態

経営組織

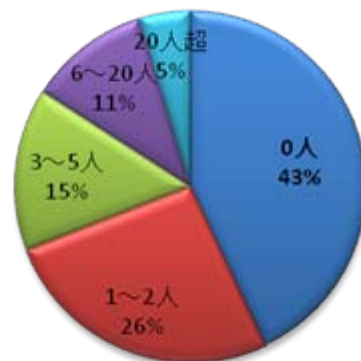
個人事業主が約6割を占めているが、法人の割合が年々増加している。



区分	会員数	
個人	545,108	
株式会社	155,405	350,864
有限会社	185,339	
合名・合資会社等	10,120	

従業員規模

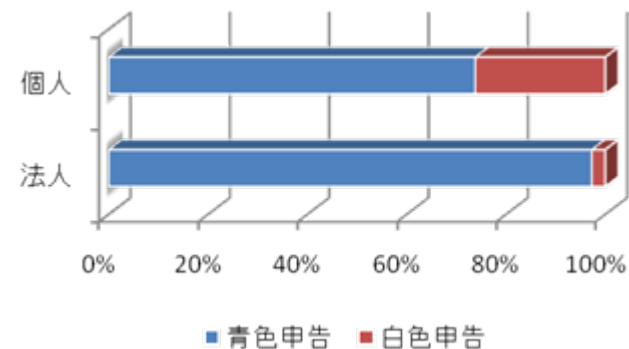
84%以上が小規模事業者。



区分	会員数
0人	384,932
1～2人	234,118
3～5人	134,227
6～20人	99,899
20人超	42,796

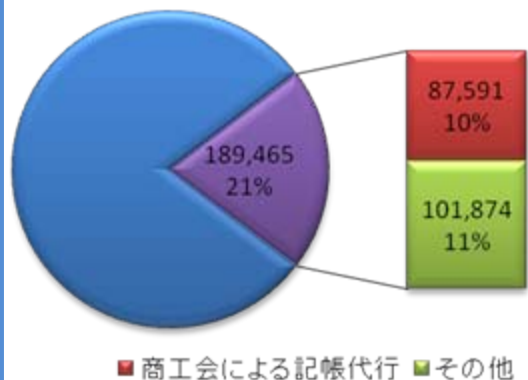
申告形態

個人事業主では青色申告できていない割合が26%にもものぼる。



区分	青色申告	白色申告
法人	341,574	9,290
個人	402,755	142,353

商工会による記帳継続指導実績



会員の約2割が商工会から継続して記帳指導を受けており、そのうち約半数は記帳代行を依頼。

全国連では、『ネット de 記帳』(※)を提供し、小規模事業者の自計化を支援している。

(※)経理ソフトとして初めてインターネットを利用したASPシステムで、一般のソフトと同様、伝票入力や決算、各種申告書作成、電子申告等が【いつでも】【どこでも】【誰にでも】簡単に行える経理システム。

商工会会員の評価

(「商工会の相談・支援事業に関するアンケート結果」抜粋)

商工会の会員であることで経営上の「メリット」を感じることは何ですか？(該当するもの3つまで選択)

回答	数	割合
①融資のあっせんを受けられること	178	15.8%
②経営の合理化や経営改善等の相談や指導を受けられること	63	5.6%
③経営に関する情報を入手できること	106	9.4%
④税務や経理に関する相談や指導を受けられること	103	9.1%
⑤社会保険や労務に関する相談や指導を受けられること	95	8.4%
⑥各種の講習会やセミナーに参加できること	149	13.2%
⑦従業員の育成・教育ができること	14	1.2%
⑧税理士や中小企業診断士などの専門家の派遣を受けられること	35	3.1%
⑨事業者のための各種共済や保険等に加入できること	80	7.1%
⑩他の会員などとの情報交換による人脈づくりができること	155	13.8%
⑪ITの導入支援等により経営の効率化が図られること	25	2.2%
⑫取引先や新たな販路の開拓ができること	25	2.2%
⑬その他	98	7.6%

納税者権利憲章(仮称)の制定について

○納税者権利憲章(仮称)が「絵に描いた餅」になることのないよう国が必要な支援を実施すること。「納税者主権」へと課税当局の意識改革を促し納税者の権利を尊重しつつ職務に携わるよう徹底することによって、納税者の税務調査に対する不信感や課税当局の処分に対する泣き寝入りをなくし、全ての納税者が条件(所在地や所得水準等)にかかわらず等しく権利を行使できるようにすべきである。

○商工会地域は従来の町村部に相当するため、所轄税務署までのアクセスが非常に悪く、中山間地域や離島など税理士がいない地域もある。しかしながら、小規模零細事業者には、自社に経理担当を設置する余裕など到底なく、記帳や税に関する知識も乏しいのが実態である。地方の小規模事業者であっても安心して日頃から税や申告に関する相談を行うことができる環境を整えるなど、真に困難な状況に置かれている者に対する支援・サービスを充実させることこそが、我が国の申告納税水準の向上や税制への信頼確保につながるのではないか。

○課税庁による減額更正の期間に比べ、納税者から更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年という短期間に限られており、また、1年経過後においては「嘆願」という手段しか取ることができず、納税者から見れば著しく不公平な状態となっている。納税者の権利保護を図るため、納税者から更正の請求ができる期間を課税庁による減額更正の期間と同等まで延長すべきである。

○納税者の負担軽減と徴税・徴収事務の効率化による行政コストの削減の観点から、税制の整理・簡素化を図るとともに、国税、地方税、社会保険料の徴収体制の一元化を検討すること。

国税不服審判所の改革について

○国税不服審判所のあり方については、透明性・客観性の向上を図る必要がある。平成22年度税制改正大綱に明記された方向に沿って、着実に改革を実現すること。

社会保障・税共通の番号制度導入について

○行政手続きの効率化と国民の利便性の向上を図るため、早期に番号制度を導入し、国税に限定せず地方税や社会保障分野にも活用すること。

○共通番号制度の導入に対しては、プライバシーの流出が最も不安視されている。番号の目的外利用の禁止や罰則の整備等、厳重な個人情報保護対策を講じること。

○各企業においては、番号制度の導入時、全従業員及び報酬の支払先等の番号確認といった事務負担が発生すると予想される。小規模事業者においても円滑に対応することができるよう国が国民への周知徹底を図るとともに、十分な準備期間を設けること。